経済産業省

# 食料品スーパー業の

# ベンチマーク制度

# 制度の概要

令和２年４月

資源エネルギー庁

# 食料品スーパー業のベンチマーク制度の概要

- ベンチマーク制度とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の第５条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の「別表第５　ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準」に掲げる事業を対象とし、同法第７条に定める**特定事業者に報告を求める**ものです。
- 本制度は、同じ業種（事業）で共通の指標（ベンチマーク指標）による目標（目指すべき水準）を定めることにより、他事業者との比較による省エネ取組の促進を目的としています。目指すべき水準を達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表※１します。
- **対象の事業に該当する場合**※２は、省エネ法の定期報告書においてベンチマーク指標の状況について記入いただく必要があります。

※１　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について
（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/）

※２　事業（食料品スーパー業）に供する１年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl以上

別表第５　ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準（抜粋）

| 区分 | 事業 | ベンチマーク指標 | 目指すべき水準 |
|---|---|---|---|
| 10 | 食料品スーパー業（商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業） | 当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位　ギガジュール）を①から③の合計量（単位　ギガジュール）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値<br>①　延床面積（単位　平方メートル）に2.543を乗じた値<br>②　年間営業時間（単位　時間）に0.684を乗じた値<br>③　店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計（単位　尺）に5.133を乗じた値 | 0.799以下 |

ベンチマーク制度の対象事業の詳細はＰ４を参照

ベンチマーク指標の詳細はＰ５～１０を参照

# （参考）ベンチマーク対象業種一覧

ベンチマーク制度は、現在１５業種１９分野が対象とされています。

| 区分 | 事業 | ベンチマーク指標（要約） | 目指すべき水準 |
|---|---|---|---|
| １Ａ | 高炉による製鉄業 | 粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量 | 0.531kℓ／t以下 |
| １Ｂ | 電炉による普通鋼製造業 | 上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と<br>下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和 | 0.143kℓ／t以下 |
| １Ｃ | 電炉による特殊鋼製造業 | 上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と<br>下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和 | 0.36kℓ／t以下 |
| 2 | 電力供給業 | 火力発電効率Ａ指標<br>火力発電効率Ｂ指標 | 1.00以上<br>44.3%以上 |
| 3 | セメント製造業 | 原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和 | 3,739MJ／t以下 |
| ４Ａ | 洋紙製造業 | 洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量 | 6,626MJ／t以下 |
| ４Ｂ | 板紙製造業 | 板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量 | 4,944MJ／t以下 |
| 5 | 石油精製業 | 石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量 | 0.876以下 |
| ６Ａ | 石油化学系基礎製品製造業 | エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量 | 11.9GJ／t以下 |
| ６Ｂ | ソーダ工業 | 電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和 | 3.22GJ／t以下 |
| 7 | コンビニエンスストア業 | 当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値 | 845kWh／百万円以下 |
| 8 | ホテル業 | 当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.723以下 |
| 9 | 百貨店業 | 当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.792以下 |
| 10 | 食料品スーパー業 | 当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.799以下 |
| 11 | ショッピングセンター業 | 当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値 | 0.0305kl/㎡以下 |
| 12 | 貸事務所業 | 当該事業を行っている事務所において省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地 | 15.0%以下 |
| 13 | 大学 | 当該事業を行っているキャンパスにおけるエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ規模のキャンパスの平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.555以下 |
| 14 | パチンコホール業 | 当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を、当該店舗と同じ規模、サービス、稼働状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.695以下 |
| 15 | 国家公務 | 当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量を、当該事業所と同じ規模、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値 | 0.700以下 |

# 定期報告におけるベンチマーク指標の報告

食料品スーパー業のベンチマーク制度の対象となった場合、ベンチマーク指標の状況を御報告いただく必要があります。

●特定ー第６表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

| 区分 | 対象となる事業の名称（セクター） | ベンチマーク指標の状況（単位） | 対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl） |
|---|---|---|---|
| 10 | 食料品スーパー業 | □．□□□ | ◇，◇◇◇ |
| | | | |
| | | | |

ベンチマーク指標の値（実績）を記入する

ベンチマーク指標の対象となるエネルギー使用量（実績）を記入する

●特定ー第７表において、ベンチマーク状況に関し、参考となる情報を報告する

| |
|---|
| ベンチマーク制度の対象店舗は、Ａ店舗、Ｂ店舗です。 |
| ベンチマークの目指すべき水準との差は、０．７９９－□．□□□＝▲×.××× |
| ＜未達理由＞ |
| 目指すべき水準が未達成だった理由は、・・・ |
| |

⇒ 報告の手順については、Ｐ８～１０を参照

# 食料品スーパー業のベンチマーク制度の対象事業者について

商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーをベンチマーク対象店舗とし、事業者単位でその店舗のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合はベンチマークの報告が必要となる。

別　表　　業　態　分　類　表

| 区　分 | セルフ方式(注1) | 取扱商品(注2) | 売場面積 | 営業時間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 百貨店 | | | | | 「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。<br>「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上 |
| 1 大型百貨店 | × | | 3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上） | | |
| 2 その他の百貨店 | × | | 3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満） | | |
| 2 総合スーパー | | | | | |
| 1 大型総合スーパー | ○ | | 3000㎡以上（都の特 | | |
| 2 中型総合スーパー | ○ | | 市は600 | | |
| 3 専門スーパー | | | | | |
| 1 衣料品スーパー | | 衣が70%以上 | | | |
| 2 食料品スーパー | | 食が70%以上 | | | |
| 3 住関連スーパー | ○ | 住が70%以上 | 250㎡以上 | | |
| うちホームセンター | | 住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満 | | | |

販売額（＝売上げ）の70%以上

（注1）「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

（注2）「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59, 60)に分類して集計したものをいう。

# ベンチマーク指標の値の算出方法について

- 食料品スーパー業におけるベンチマーク指標は、当該店舗のエネルギー使用量の実績値を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量で除した値とする。

店舗Aの
ベンチマーク指標の値

$$= \frac{\text{店舗Aの エネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{店舗Aと 同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの 平均的なエネルギー使用量(GJ)}} = ○.○○○$$

※下記の式より平均的な食料品スーパーのエネルギー使用量(GJ)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

| 店舗Aの 延床面積 (㎡) × 2.543 | + | 店舗Aの 営業時間 (時間/年) × 0.684 | + | 店舗Aの 冷ケース尺数 (尺) × 5.133 |
|---|---|---|---|---|

# （補足）平均的なエネルギー使用量の推定について（１／２）

- 当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量を推定する重回帰式について、各説明変数の定義を下記のとおりとする。

店舗Aと
同じ規模、稼働状況、設備規模の
食料品スーパーの
平均的なエネルギー使用量(GJ)

店舗Aの
**延床面積**
（㎡）
×
2.543

＋

店舗Aの
**営業時間**
（時間/年）
×
0.684

＋

店舗Aの
**冷ケース尺数**
（尺）
×
5.133

**延床面積：** 食料品スーパーに該当する店舗の延床面積
- 食料品スーパーとして営業されている範囲の面積です
- バックヤードを含みます
- 屋内駐車場と屋上駐車場は含みません
- 増改築等により面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（３月末日）時点の面積としてください。

**営業時間：** １年度間（４月～翌年３月）の営業時間

# （補足）平均的なエネルギー使用量の推定について（２／２）

- 当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量を推定する重回帰式について、各説明変数の定義を下記のとおりとする。

店舗Aと
同じ規模、稼働状況、設備規模の
食料品スーパーの
平均的なエネルギー使用量(GJ)

店舗Aの
**延床面積**
（㎡）
×
2.543

＋

店舗Aの
**営業時間**
（時間/年）
×
0.684

＋

店舗Aの
**冷ケース尺数**
（尺）
×
5.133

**冷ケース尺数：** 冷凍冷蔵ショーケースの横幅（外寸）の合計

- 側板は除きます。
- ショーケースの仕様としての幅（尺）を合計していただいても結構です。
- 扉の有無や高さ（棚数）は考慮しません。
- スイッチを切って常温棚として使用している場合は除きます。（稼働率は50%未満）
- 増改築等により尺数に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（３月末日）時点の尺数としてください。

# ベンチマーク指標の報告手順（１／３）　報告要否の判断

商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーをベンチマーク対象店舗とし、事業者単位でその店舗のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合はベンチマークの報告が必要となる。

例）１事業者が３つの産業分類においてを定期報告している場合

事業者の単位：エネルギー使用量4,000kl（原油換算値）

- 主として管理事務を行う本社等（5800）：500kl
- 百貨店・総合スーパー（5611）※　：1,500kl
- 各種食料品小売業（5811）：2,000kl

※ 衣、食、住のいずれかが主たる販売商品か判別できない事業所

ベンチマーク対象条件：セルフ方式／食が７０％以上／売場面積が250㎡以上

| 店舗Ａ | 店舗Ｂ | 店舗Ｃ |
|---|---|---|
| セルフ方式<br>食品90%<br>売場600㎡ | セルフ方式<br>食品70%<br>売場900㎡ | セルフ方式<br>食品90%<br>売場200㎡ |
| 700［kl］ | 900［kl］ | 400［kl］ |

→ 店舗Aと店舗Ｂのエネルギー使用量の合計が1,600kl（≧1,500kl）となるので、この事業者の場合はベンチマークの報告が必要となる。

# ベンチマーク指標の報告手順（２／３）　店舗ごとの算出

店舗ごとにベンチマーク指標の値を算出する。

例）店舗Aと店舗Bのベンチマーク指標の値をそれぞれ計算する

**店舗A**のベンチマーク指標の値を算出する

店舗Aの
ベンチマーク指標の値

$$= \frac{\text{店舗Aの エネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{店舗Aの 延床面積（㎡） × 2.543} + \text{店舗Aの 営業時間（時間/年） × 0.684} + \text{店舗Aの 冷ケース尺数（尺） × 5.133}} = ○.○○○$$

**店舗Ｂ**のベンチマーク指標の値を算出する

店舗Bの
ベンチマーク指標の値

$$= \frac{\text{店舗Ｂの エネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{店舗Ｂの 延床面積（㎡） × 2.543} + \text{店舗Ｂの 営業時間（時間/年） × 0.684} + \text{店舗Ｂの 冷ケース尺数（尺） × 5.133}} = △.△△△$$

# ベンチマーク指標の報告手順（３／３）　事業者単位での算出

当該店舗ごとに算出したベンチマーク指標について、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均して事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{店舗Ａのエネルギー使用量の実績値（GJ）} \times \text{店舗Ａのベンチマーク指標の値} + \text{店舗Ｂのエネルギー使用量の実績値（GJ）} \times \text{店舗Ｂのベンチマーク指標の値}}{\left(\text{店舗Ａのエネルギー使用量の実績値(GJ)} + \text{店舗Ｂのエネルギー使用量の実績値(GJ)}\right)} = \underline{\square.\ \square\square\square}$$

| 区分 | 対象となる事業の名称（セクター） | ベンチマーク指標の状況（単位） | 対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl） |
|---|---|---|---|
| 10 | 食料品スーパー業 | □．□□□ | ◇，◇◇◇ |
| | | | |
| | | | |

ベンチマーク指標の値（実績）を記入する

ベンチマーク指標の対象となるエネルギー使用量（実績）を記入する

## 目指すべき水準について

**目指すべき水準）　０．７９９以下**（上位１５％が達成できる水準）

# （参考）ベンチマーク目標達成時の評価

## 『事業者クラス分け評価制度』における評価

ベンチマーク目標達成事業者は、『事業者クラス分け評価制度』において、原単位１％以上の低減を達成していなくてもＳクラス（優秀事業者）へ位置付けられます。

### Ｓクラス
省エネが優良な事業者

【水準】 ※1
①努力目標達成
または、 ※2
②ベンチマーク目標達成

【対応】
優良事業者として、経産省ＨＰで事業者名や連続達成年数を表示。

### Ａクラス
一般的な事業者

【水準】
Ｂクラスよりは省エネ水準は高いが、Ｓクラスの水準には達しない事業者

【対応】
特段なし。

### Ｂクラス
省エネが停滞している事業者

【水準】 ※1
①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加
または、
②5年間平均原単位が5%超増加

【対応】
注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

### Ｃクラス
注意を要する事業者

【水準】
Ｂクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】
省エネ法第６条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。
※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。
ただし、ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半となる場合に限る。